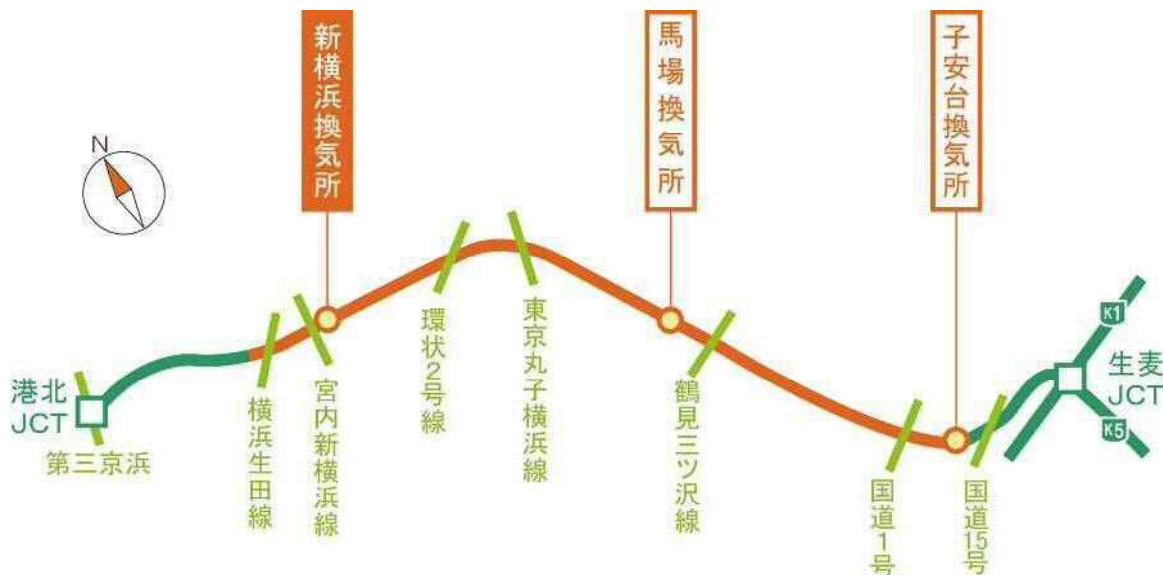


新横浜換気所



目標値（除去率）（1日平均値）：二酸化窒素（NO₂）90%以上、浮遊粒子状物質（SPM）80%以上

《 二酸化窒素（NO₂） 》

平成30年12月1日から平成30年12月31日

（運転時間における1日平均値）

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素（NO ₂ ） 除去率[%]	備考
12月1日	0.186	0.005未満	-	
12月2日	0.147	0.005未満	-	
12月3日	0.282	0.006	98	
12月4日	0.227	0.013	94	
12月5日	0.308	0.013	96	
12月6日	0.244	0.013	95	
12月7日	0.234	0.014	94	
12月8日	0.237	0.011	95	
12月9日	0.147	0.007	95	
12月10日	0.3	0.009	97	
12月11日	0.276	0.011	96	
12月12日	0.237	0.011	95	
12月13日	0.347	0.012	97	
12月14日	0.321	0.017	95	
12月15日	0.269	0.011	96	
12月16日	0.141	0.008	94	
12月17日	0.225	0.018	92	
12月18日	0.28	0.02	93	
12月19日	0.277	0.029	90	
12月20日	0.238	0.023	90	
12月21日	—	—	—	※ 機器故障
12月22日	0.175	0.011	94	
12月23日	0.118	0.012	90	
12月24日	0.208	0.008	96	
12月25日	0.231	0.013	94	
12月26日	0.198	0.009	95	
12月27日	0.267	0.007	97	
12月28日	0.297	0.009	97	
12月29日	0.211	0.006	97	
12月30日	0.143	0.005未満	-	
12月31日	0.123	0.005未満	-	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれる場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 濃度について 】

- 測定器は、定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値（運転時間における1日平均値）が測定器の測定下限値（0.005ppm）未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm未満」と示しています。

【 除去率について 】

- 除去率は、測定値から算出しています。（小数点以下第1位を四捨五入）
- 基本的な性能として、対象濃度 0.05ppm～1.5ppm（1時間値）で、除去率 90%以上（運転時間における1日平均値）としています。
- 除去率の「一」は、出口濃度の測定値（運転時間における1日平均値）が測定器の測定下限値（0.005ppm）未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。

《 浮遊粒子状物質 (SPM) 》

平成 30 年 12 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日

(運転時間における 1 日平均値)

日付	浮遊粒子状物質 (SPM) 除去率 [%]	備 考
12月1日	89	
12月2日	91	
12月3日	89	
12月4日	87	
12月5日	89	
12月6日	87	
12月7日	86	
12月8日	90	
12月9日	91	
12月10日	89	
12月11日	86	
12月12日	87	
12月13日	87	
12月14日	85	
12月15日	89	
12月16日	91	
12月17日	87	
12月18日	88	
12月19日	88	
12月20日	87	
12月21日	90	
12月22日	87	
12月23日	93	
12月24日	93	
12月25日	90	
12月26日	91	
12月27日	90	
12月28日	92	
12月29日	93	
12月30日	93	
12月31日	93	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれる場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率 80%以上（運転時間における 1 日平均値）とされています。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない（大気の汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日）」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素 (NO₂) の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

（参考）

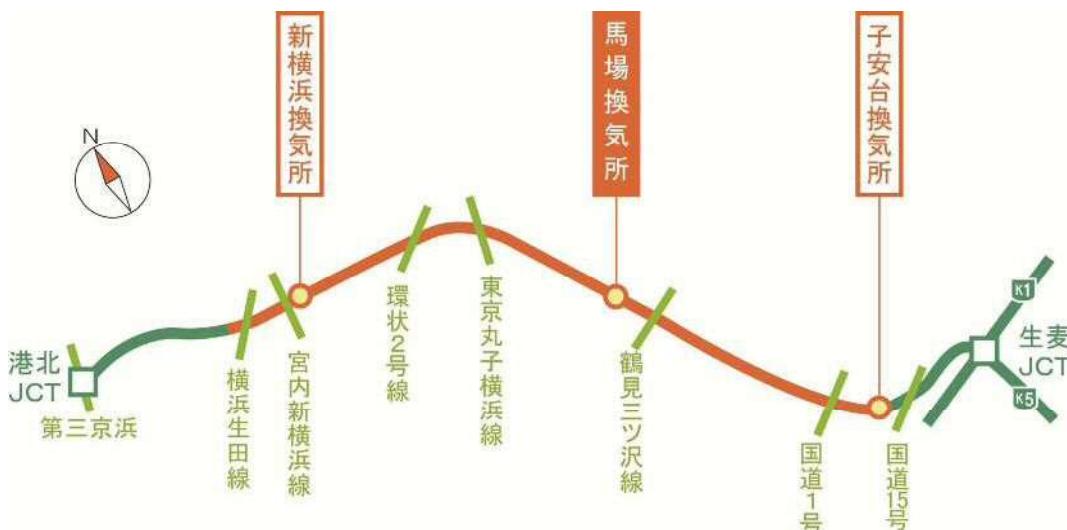
- NO₂の環境基準による大気汚染の評価について
「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。（二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日）」

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川管理局 調査・環境課

TEL. 045-451-7912

馬場換気所



目標値（除去率）（1日平均値）：二酸化窒素（NO₂）90%以上、浮遊粒子状物質（SPM）80%以上

《 二酸化窒素（NO₂） 》

平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日

(運転時間における 1 日平均値)

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素（NO ₂ ） 除去率[%]	備考
12月1日	0.153	0.012	92	
12月2日	0.090	0.009	90	
12月3日	0.166	0.014	92	
12月4日	0.154	0.016	90	
12月5日	0.209	0.018	91	
12月6日	0.148	0.015	90	
12月7日	0.160	0.006	96	
12月8日	0.130	0.005未満	-	
12月9日	0.097	0.005未満	-	
12月10日	0.178	0.005未満	-	
12月11日	0.227	0.012	95	
12月12日	0.145	0.008	94	
12月13日	0.197	0.009	95	
12月14日	0.206	0.011	95	
12月15日	0.145	0.010	93	
12月16日	0.093	0.009	90	
12月17日	0.144	0.015	90	
12月18日	0.168	0.016	90	
12月19日	0.171	0.026	85	※1 除去性能低下
12月20日	0.163	0.033	80	※1 除去性能低下
12月21日	0.166	0.044	73	※1 除去性能低下
12月22日	0.136	0.059	57	※1 除去性能低下
12月23日	0.077	0.036	53	※1 除去性能低下
12月24日	0.129	0.041	68	※1 除去性能低下
12月25日	0.177	0.018	90	
12月26日	0.172	0.015	91	
12月27日	0.082	0.008	90	
12月28日	0.190	0.010	95	
12月29日	0.126	0.009	93	
12月30日	0.090	0.008	91	
12月31日	0.090	0.009	90	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれる場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 濃度について 】

- 測定器は、定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値（運転時間における 1 日平均値）が測定器の測定下限値（0.005ppm）未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm 未満」と示しています。

【 除去率について 】

- 除去率は、測定値から算出しています。（小数点以下第 1 位を四捨五入）
- 基本的な性能として、対象濃度 0.05ppm～1.5ppm（1 時間値）で、除去率 90%以上（運転時間における 1 日平均値）としています。
- 除去率の「一」は、出口濃度の測定値（運転時間における 1 日平均値）が測定器の測定下限値（0.005ppm）未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。

※1 二酸化窒素（NO₂）の除去性能が低下した原因につきましては、現在調査中です。

《 浮遊粒子状物質 (SPM) 》

平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日

(運転時間における 1 日平均値)

日付	浮遊粒子状物質(SPM) 除去率[%]	備 考
12月1日	87	
12月2日	88	
12月3日	87	
12月4日	87	
12月5日	87	
12月6日	84	
12月7日	85	
12月8日	87	
12月9日	88	
12月10日	87	
12月11日	86	
12月12日	84	
12月13日	87	
12月14日	84	
12月15日	83	
12月16日	87	
12月17日	85	
12月18日	80	
12月19日	88	
12月20日	87	
12月21日	82	
12月22日	89	
12月23日	91	
12月24日	91	
12月25日	91	
12月26日	91	
12月27日	92	
12月28日	92	
12月29日	91	
12月30日	92	
12月31日	91	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれる場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率 80%以上（運転時間における 1 日平均値）とされています。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない（大気の汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日）」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素 (NO₂) の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

（参考）

・NO₂の環境基準による大気汚染の評価について

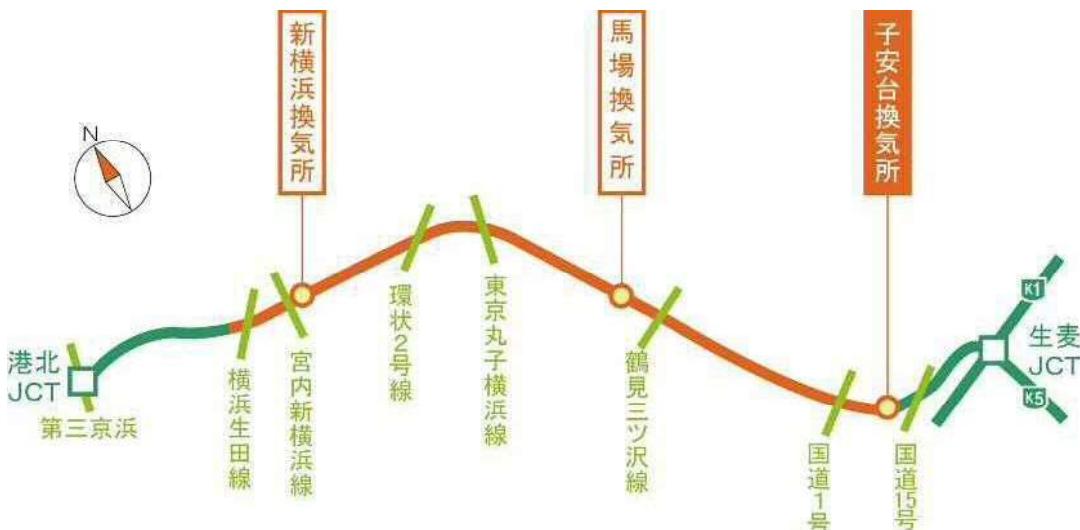
「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。（二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日）」

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川管理局 調査・環境課

TEL. 045-451-7912

子安台換気所



目標値（除去率）(1日平均値)：二酸化窒素（NO₂）90%以上、浮遊粒子状物質（SPM）80%以上

《 二酸化窒素（NO₂） 》

平成30年12月1日から平成30年12月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素（NO ₂ ） 除去率[%]	備考
12月1日	0.246	0.017	93	
12月2日	0.134	0.010	93	
12月3日	0.164	0.010	94	
12月4日	0.181	0.012	93	
12月5日	0.156	0.009	94	
12月6日	—	—	—	※ 機器故障
12月7日	0.236	0.024	90	
12月8日	0.210	0.018	91	
12月9日	0.167	0.007	96	
12月10日	0.241	0.022	91	
12月11日	0.241	0.021	91	
12月12日	0.196	0.030	85	※1 除去性能低下
12月13日	0.297	0.029	90	
12月14日	0.244	0.024	90	
12月15日	0.185	0.015	92	
12月16日	0.141	0.014	90	
12月17日	0.163	0.013	92	
12月18日	0.195	0.016	92	
12月19日	0.211	0.020	91	
12月20日	0.205	0.043	79	※1 除去性能低下
12月21日	0.112	0.010	91	
12月22日	0.221	0.022	90	
12月23日	0.091	0.005	95	
12月24日	0.192	0.009	95	
12月25日	0.247	0.022	91	
12月26日	0.274	0.048	82	※1 除去性能低下
12月27日	0.181	0.032	82	※1 除去性能低下
12月28日	0.216	0.022	90	
12月29日	0.154	0.016	90	
12月30日	0.149	0.008	95	
12月31日	0.126	0.006	95	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれる場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 濃度について 】

- 測定器は、定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値（運転時間における1日平均値）が測定器の測定下限値（0.005ppm）未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm未満」と示しています。

【 除去率について 】

- 除去率は、測定値から算出しています。（小数点以下第1位を四捨五入）
- 基本的な性能として、対象濃度0.05ppm～1.5ppm（1時間値）で、除去率90%以上（運転時間における1日平均値）としています。
- 除去率の「—」は、出口濃度の測定値（運転時間における1日平均値）が測定器の測定下限値（0.005ppm）未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。

※1 二酸化窒素（NO₂）の除去性能が低下した原因につきましては、現在調査中です。

《 浮遊粒子状物質 (SPM) 》

平成30年12月1日から平成30年12月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	浮遊粒子状物質(SPM) 除去率[%]	備 考
12月1日	94	
12月2日	95	
12月3日	86	
12月4日	89	
12月5日	86	
12月6日	94	
12月7日	90	
12月8日	91	
12月9日	96	
12月10日	87	
12月11日	85	
12月12日	89	
12月13日	86	
12月14日	90	
12月15日	94	
12月16日	94	
12月17日	94	
12月18日	93	
12月19日	92	
12月20日	88	
12月21日	88	
12月22日	93	
12月23日	91	
12月24日	95	
12月25日	87	
12月26日	86	
12月27日	91	
12月28日	90	
12月29日	92	
12月30日	95	
12月31日	97	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれる場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率 80%以上（運転時間における1日平均値）とっています。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない（大気の汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日）」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素 (NO₂) の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

（参考）

- NO₂の環境基準による大気汚染の評価について
「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。（二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日）」

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川管理局 調査・環境課

TEL. 045-451-7912